

ものづくり岐阜テクノフェア補助金交付要綱

(平成19年4月6日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、産業の振興を図るため、社団法人岐阜県工業会（以下「工業会」という。）が開催する「ものづくり岐阜テクノフェア」に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(補助対象事業等)

第2条 市長は、工業会が開催する「ものづくり岐阜テクノフェア」（以下「補助対象事業」という。）に要する経費に対し補助金を交付するものとし、補助金の額は、市長が別に定める額とする。

(補助金の交付申請)

第3条 工業会は、規則第4条に規定する申請書に必要な書類を添えて、市長が指定する期日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を工業会に通知しなければならない。

(補助金の実施報告)

第5条 工業会は、規則第11条に規定する補助事業実施報告書に必要な書類を添えて、市長が指定する期日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第6条 市長は、工業会が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な行為があったとき。

(関係書類の保存)

第7条 工業会は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした証拠書類を補助事業の完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月6日から施行し、平成19年度の予算に係る補助金から適用する。